

県道幸手境線バイパスの供用開始について

- ・令和3年3月20日(土)午後2時に茨城県と埼玉県を結ぶ県道幸手境線バイパスの約1.8km区間(うち茨城県区間875m)を供用開始します。
- ・県道幸手境線は、茨城県県西地域から一級河川中川を渡河し、埼玉県東部地域へ至る主要な幹線道路であり、通勤及び通学など両県の交流に重要な役割を担っている路線です。
- ・県道幸手境線バイパスの供用により、通行利用者の安全が確保されることはもとより、県境の交通渋滞が緩和されることで、東武日光線の駅、新4号国道及び圏央道・五霞IC等へのアクセスが向上し、地域の交流促進や観光振興などに大きく寄与するものと期待されます。
- ・なお、同日午前10時から今回供用する中川に架かる令和橋上において、埼玉県と茨城県共催にて開通記念式典を執り行います。(式典はコロナ禍による緊急事態宣言延長の場合、中止になることもございます。)

<事業概要>

- ・事業箇所 : 茨城県猿島郡五霞町元栗橋～埼玉県幸手市東
- ・延長 : 約1.8km(うち茨城県区間875m)
- ・幅員 : 16.0/6.0m(2車線)
- ・事業着手 : 平成9年度
- ・事業費 : 約38億円(うち茨城県15億円)
- ・令和橋橋長 : 100m(鋼3径間連続鈹桁橋)

開通記念式典(最小限の人数で執り行います)

- ・日時 : 令和3年3月20日(土)午前10時
- ・場所 : 埼玉県幸手市権現堂地内・令和橋上(別紙図面参照)

問い合わせ先

茨城県土木部道路建設課

技佐兼課長補佐(技術総括)海老原

電話(直通)029-301-4431(内線4411)

